

大館市農業委員会総会議事録

令和6年1月15日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和6年1月15日（月）午後1時57分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（16名）					
2番	渡邊 久雄	10番	石山 元一	17番	畠山 繁司
3番	岩澤 トシ子	11番	小畑 美恵子	18番	藤盛 久登
4番	富樫 俊昌	12番	嶋田 久美子		
5番	伊藤 昇	13番	藤原 信雄		
7番	小林 大樹	14番	渡邊 久留美		
8番	安部 幸美	15番	浅利 瑞穂		
9番	斎藤 重春	16番	阿部 重信		
3. 欠席委員の氏名（ 3名）					
1番	高坂 千悦	6番	菅原 一成	19番	小畑 純市
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	鳥潟 克次			
	次 長	宮崎 直人			
	係 長	工藤 学			
6. 議事録署名委員	16番	阿部 重信		17番	畠山 繁司
7. 書記	工藤 学				

報 告 ・ 議 案

報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 2 号	地目変更登記に係る登記官からの照会について
議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 2 号	農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)

局長

定刻より少し早いのですが予定されている委員が揃いましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

安部会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。
事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 16 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、1 番 高坂 千悦 委員、6 番 菅原 一成 委員、19 番 小畑 純市 委員より、都合により欠席することをご報告いたします。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 16 番 阿部 重信 委員、議席番号 17 番 畠山 繁司 委員にお願いいたします。

議長

それでは、会議に入ります。業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告（12月総会～1月総会）について
- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第2号 地目変更登記に係る登記官からの照会について

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

～意見・質問の声なし～

議長

ないようですので、承認するものといたします。

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和6年1月15日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

内訳は、24ページのNo.1から3までの3件で、地目は田が8,265.04㎡であります。

譲受の事由は、No.1・2は経営拡張、No.3は市有地の譲受です。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第3条第2項各号（第1号～第6号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第1号 No.1 から3 までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第1号 No.1 から3 までについて、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第2号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第3条第1項第2号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和6年1月15日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

内訳は26ページから44ページの、令和5年度農用地利用集積計画（第9号）の新規に利用権を設定するもの及び再設定するものが記載されております、

決定依頼の件数は、新-247 から新-310 までの64件と再-9 から再-239 までの231件で合計件数295件であります。

契約期間別の内訳についてであります。新規の契約期間、1年が4件、2年が6件、3年が5件、4年が1件、5年が24件、6年が4件、10年が20件で、地目は田で433,647.30㎡と畑で2,910㎡と面積合計は436,557.30㎡であります。

また、再設定の契約期間、1年が9件、2年が15件、3年が87件、4年が8件、5年が63件、6年が10件、10年が39件で、地目は田で1,212,803.23㎡と畑で35,371㎡と面積合計は1,248,174.23㎡であり、新規及び再設定の面積合計は1,684,731.53㎡となります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第2号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長

はじめに、議案第2号 新-247から新-269及び新-271から新-310までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第2号 新-247から新-269及び新-271から新-310までについて、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、新-270 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 14 番 渡邊 久留美 委員は退席願います。

(14 番 渡邊 久留美 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、新-270 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 14 番 渡邊 久留美 委員は入室をお願いします。

(14 番 渡邊 久留美 委員 入室し着席)

議長

次に、再-9 から再-129 及び再-131 から再-140 及び再-142 から再-221 及び再-226 から再-239 までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、再-9 から再-129 及び再-131 から再-140 及び再-142 から再-221 及び再-226 から再-239 までについて原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、再-130 を審議します。

わたしの関係なので退席します、ここで職務代理者に交代します。

(会長 退席)

職務代理者

何かご意見ご質問ございませんか。

職務代理者

ないようですので、再-130 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

職務代理者

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

会長は入室をお願いします。

(会長 入室し着席)

議長

次に、再-141 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 14 番 渡邊 久留美 委員は退席願います。

(14 番 渡邊 久留美 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、再-141 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 14 番 渡邊 久留美 委員は入室をお願いします。

(14 番 渡邊 久留美 委員 入室し着席)

議長

次に、再-222 から再-225 までを審議します。

恐れ入りますが、議席番号 10 番 石山 元一 委員は退席願います。

(10 番 石山 元一 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、再-222 から再-225 までについて原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします

議席番号 10 番 石山 元一 委員は入室をお願いします。

(10 番 石山 元一 委員 入室し着席)

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

・当面の行事日程について説明する

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

事務局

ございません。

議長

それではこれもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 2 時 30 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年1月15日

議 長

議事録署名委員 16 番

議事録署名委員 17 番

農地法第3条調査書

議案第1号 No.1	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用賃借権設定	
土地の所在	大館市釈迦内字上清水・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
		大館市釈迦内字街道上・・・
		〇〇 〇〇
譲受(借)人	住 所	氏 名
		△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地は耕作不便農地の保全管理地を除き耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行ってきたが、今後は、譲受(借)人がネギを栽培する目的で本申請地を取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、1月5日、藤盛 久登 農業委員と虻川 廣之 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第1号 No.2	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市花岡町字大森尻・・・番外・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市東台三丁目・・・
		氏名 〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市花岡町字大森野・・・
		氏名 △△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が耕作する目的で本申請地を取得するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月5日、藤盛 久登 農業委員と虻川 廣之 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第1号 No.3	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町扇田字山崎・・・ 外・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字中城・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字伊勢堂岱・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲受(借)人が自己所有地として耕作を行ってきたが、譲渡(貸)人の土地であることが判明したことから、譲渡(貸)人から権利を取得し、今後も営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月29日、菅原 一成 農業委員と萬田 信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)